

## 岩手県監査委員告示第42号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和  
岩手県監査委員 名須川 晋  
岩手県監査委員 五味 克仁  
岩手県監査委員 中野 玲子

1(1) 監査対象機関名 保健福祉部医療政策室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月5日

イ 本監査実施日 令和7年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費の支出に当たり、債務確定後著しく遅れて支出ししているものが45件、432,000円だったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出の遅れていた報償費45件、432,000円については、令和7年5月26日に支出した。 報償費に係る支出事務について、執行状況の共有及び進捗管理が不十分であったことから、チェック表を活用して支出事務の進捗状況を担当内で相互に確認することとし、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 保健福祉部子ども子育て支援室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月2日から同月30日まで

イ 本監査実施日 令和7年7月24日

(3) 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、前金払の根拠が不明確なものがだったので、適正な事務の執行に努められたい。	前金払の根拠が不明確であった委託料については、事業実績額を精査の上、過大支出となった747,203円を令和7年5月16日に返納させた。 当該委託事業については、前月までの業務執行状況を報告させ、適正な前金払請求額であることを確認した上で支出することとし、再発防止を図ることとした。